

参加者の有無を確認する公募手続きに係る公示書

令和8年3月9日

農林水産局水産部水産振興課

1.公募の趣旨

本市では、昭和46年度から水産業振興にかかる基本計画である「福岡市水産業総合計画」を策定し、5年毎に改定を重ねながら、計画に基づいた水産振興施策を展開してきた。本市の水産業が今後も継続的に発展していくために、厳しい現状を踏まえ、漁業者や水産関係者、行政機関等が一体となって総合的に取り組む必要がある。

本業務については、本市の附属機関である「福岡市水産業振興審議会」において、計画改定に係る一連の業務を運営事務局と一体的に取り組む必要がある。そのため、水産業に関する専門的な知識を有し、本市の漁業を担う漁業者が所属する、福岡市漁業協同組合（以下、市漁協）との信頼関係を既に構築していることが望まれる。

以上のことから、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札等を実施する予定である。

2.請負契約等の概要

(1)請負契約等の件名

福岡市水産業総合計画改定支援業務委託

(2)請負契約等の内容

- ①本市の水産業に関する現状及び課題の再整理
- ②計画目標及び施策の再検討
- ③水産業振興審議会及び分科会の運営支援
- ④市民意見募集の支援
- ⑤改定計画案の作成
- ⑥報告書作成

(3)履行期間(予定)

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3.参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続きの結果行うこととなった指名競争入札等の手続き期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4.公募要件

次の各号に掲げる要件を満たす者でなければ、本件入札に参加することはできない。

- (1)市町村民税(延滞金等含む)、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (2)経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (3)別途、公募説明書に添付する仕様書にて定める内容全てに確実に対応できること。
- (4)水産業に関する専門的な知識を有し、業務等で市漁協との信頼関係を既に構築していること。

5.手続き等

(1)公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和8年3月9日(月)～令和8年3月24日(火)まで
毎日、10時00分から16時00分まで(閉庁日を除く)。

② 配布場所

農林水産局水産部水産振興課
所在地:福岡市中央区天神1丁目8番1号
電話:092-711-4364
担当:矢野

③ 配布方法

配布場所において配布します。

④ 配布書類

公募説明書、仕様書、参加意思確認書

(2)参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和8年3月9日(月)～令和8年3月24日(火)まで
毎日、10時00分から16時00分まで(閉庁日を除く)。

② 提出場所

(1)②に同じ。

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

6.問い合わせ先

農林水産局水産部水産振興課

所在地:福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話:092-711-4364

担当:矢野

7. 予算その他本市の事情により、当該公募手続きの中止又は当該手続きにより行うこととなった当該業務の指名競争入札を中止する場合がある。

8. その他詳細は公募説明書による。